

農地・農村部会における審議状況

第8回農地・農村部会（平成26年7月25日）

地方団体より、「農地制度のあり方について」に係る説明をヒアリング

第9回農地・農村部会（平成26年8月20日）

農林水産省より、「農地制度のあり方について」（地方六団体提言）に対する考え方についてヒアリング

第10回農地・農村部会（平成26年9月11日）

農林水産省より、提案募集個別案件について、提案に対する考え方をヒアリング

- ・耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること
- ・農家レストランを農業用施設に位置付けること
- ・農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和
- ・全面コンクリート舗装した温室等の床面について、農地として取り扱うこと

第11回農地・農村部会（平成26年9月30日）

地方団体より、「農地制度のあり方について」に係る説明をヒアリング

農林水産省より、「農地制度のあり方について」（地方六団体提言）に対する考え方についてヒアリング

第12回農地・農村部会（平成26年10月28日）

地方団体より、「農地制度のあり方について」に係る詳細設計等についてヒアリング

地方六団体提言と農林水産省の考え方について

平成26年10月
内閣府地方分権改革推進室

	【地方六団体提言】 平成26年8月5日(提言) 9月30日	【農林水産省】 平成26年8月20日 9月30日
農地の総量確保 (マクロ管理)	<p>○農地の総量確保(マクロ管理)の仕組みを充実 〔国・地方協力による実効性確保〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・真に守るべき農地を確保する必要性は国・地方共通の認識 <p>〔六団体提言のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が主体的に設定した目標の積上げを基本とし、<u>国、都道府県、市町村が議論を尽くした上で国の総量確保目標を設定</u>（新たに市町村計画に目標面積を明記） <ul style="list-style-type: none"> －都道府県・市町村は農地の実態等を踏まえて目標案を提示 －国は食料の安定供給等の観点から目標を提示 －目標のかい離は、国と地方が議論を尽くし調整（必要に応じ施策の充実により解消） <p>→目標管理に係る「<u>実行計画</u>」を策定、<u>第三者機関が事後評価</u></p> <p>〔右に対する反論〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村から積み上げた目標をそのまま国の目標とするのではなく、<u>国と地方が議論を尽くし、調整する枠組を提案</u>。食料自給率目標達成の視点にも十分適合 ・六団体提言では、<u>現行制度による担保措置(是正の要求等)に加え、実行計画の策定と第三者機関の事後評価を提案</u>。評価結果は議会、農業関係者等にも広く周知されるなど、<u>現行制度よりも実効性のある管理が可能</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の総量確保を図る上で、市町村・都道府県の果たす役割は重要 <p>〔農林水産省の考え方のポイント〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の目標面積案及び都道府県の目標設定基準案について、<u>都道府県に示し、都道府県を通じ市町村からも意見を聴き、都道府県と調整を図った上で設定する方向で検討</u> ・目標達成に向け、ブロック単位での国と地方の協議の場等において意見交換を行い、<u>国・地方が一体となり取り組み</u> <p>〔六団体提言への懸念〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村目標の積上げを基本とすることは、<u>開発需要を見込んだ目標設定がなされるおそれがあるなど、食料自給率目標達成の視点からは十分に適合した枠組みとは言い難いのではないか</u> ・<u>第三者機関による評価等が有効な面もあることから検討可能ではあるが、転用による農地かい廃については、事後的な措置では、優良農地保全のための担保措置としては不十分</u>

○農地転用許可制度等(マイクロ管理)の見直し〔市町村主体〕

〔六団体提言のポイント〕

- ・農地転用許可等については、大臣許可・協議を廃止し、土地利用行政を総合的に担っていく観点から市町村に移譲

〔農林水産省の考え方に対する意見〕

- ・農地の総量確保について市町村も責任を負う以上、個々の農地転用許可について移譲できない理由はない
- ・地域再生法改正法案と同様のスキームを考えているとすれば、市町村計画の策定に国関与(認定等)があるなど、地域の主体的なまちづくりの実現には遠く、農地に係る国と地方の役割分担の再構築には当たらない

〔右に対する反論〕

- ・開発圧力は現場との距離に関係なく生じうるもの。また、あらゆる主体からの声に直接晒されるのが市町村行政であり、それが故に不適切とは考えていない
- ・六団体提言は、以下のとおり十分な担保措置がある制度設計
 - 必要に応じ転用基準の更なる明確化等
 - 市町村農業委員会の選任委員見直しによる機能強化
 - 地方が農地の確保目標に責任を持つこと自体が担保措置。加えて、農振除外等について第三者機関の評価を実施
- ・法令に違反したものは、真摯に反省。一方で、通知等においては、法令の解釈と技術的助言の区分が不明瞭なものもあり、国と地方の意見交換等を通じて明確化を図る必要
- ・都道府県農業会議への意見聴取は、一律の義務付けを廃止

〔農林水産省の考え方のポイント〕

- ・権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進することに対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保する必要
- ・なお、地域再生法改正法案では、6次産業化施設等について、市町村が計画を策定することにより、4ha超も都道府県判断で転用が可能

〔六団体提言への懸念〕

- ・農地転用許可の判断については、地元の地権者や進出企業の意向による影響を受けにくい、現場と距離を置いた判断ができる者が行うことが適切
- ・仮に農地転用許可権限の移譲を更に進める場合には、優良農地の保全の観点から、客観的に見て十分な担保措置をとり得るかが課題
六団体提言における第三者機関の評価は、事後的な措置であり不十分
- ・都道府県等における農地転用許可に係る実態調査において、適切な事務処理の確保が必要な事案が増加
- ・農業委員の選任方法及び都道府県農業会議の在り方については、「規制改革実施計画」等において、見直しを行うこととされていることから、これと併せて検討する必要

○農地において農業が力強く営まれるための取組を充実

- ・国は、農地の確保に資する制度の枠組みづくりを行い、地方は、農地中間管理機構の活用をはじめ、担い手への農地の集積・集約化や耕作放棄地対策などの具体の施策を推進

- ・国と地方が連携しつつ、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保を図るとともに、農地中間管理機構の活用等により効率的な利用を促進することが必要

農地・農村部会で取り扱う事項に係る関係府省の対応状況

(別紙2) 実現に向けて、実施の具体的手法や時期等を引き続き調整する提案

分野	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
農地・農業	農家レストランを農業用施設に位置付けること (農業振興地域の整備に関する法律)	農家レストランについて、農振法第3条第1項第4号等の農業用施設と位置付け、農用区域内において農家レストランの設置を可能とする。	○農家レストランについては、 <u>国家戦略特区制度の下で、6次産業化の推進による地域の農業の振興に果たす効果や周辺農地への影響等を検証した上で、全国適用を検討する。</u>

(別紙3) 現行規定により対応可能である提案

分野	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
農地・農業	農地等への権利設定等における全部効率利用要件の緩和(農地法)	農地に関し所有権又は賃借権等を取得しようとする者が、他者へ農地等を貸し付けていたとしても、当該貸付農地等が適切に耕作等されていれば、法第3条第2項第1号の全部効率利用要件を満たすものとする。	○ <u>農地等の権利を取得しようとする者が、既に所有している農地等を他の者に賃借している場合、当該農地等について、耕作者が適切に耕作を行っている等、返還を受けることができないときには、全部効率利用要件を満たすものと判断する。</u> ○また、相続等により遠隔地にある農地を取得し、他の者に賃借している場合、 <u>遠隔地にある農地は、全部効率利用要件の判断をする上では勘案しない。</u> ○以上のことは、 <u>現行の処理基準上明らかである。</u>

(別紙4) さらに論点の整理等を行い、可能な限り実現に向け努力する提案

分野	提案事項	提案の概要	関係府省の対応状況
農地・農業	<p>耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認めること (農業振興地域の整備に関する法律、農地法)</p>	<p>耕作放棄地を再生した場合、一定の割合の面積について同一市域内で農振除外・農地転用を認める。</p>	<p>○一般的に、耕作放棄地は優良農地に比べ集団性や生産条件の面で劣っており、再生したとしても、<u>転用しようとする優良農地と同等の効率性等の質を確保することは困難</u>である。</p> <p>○調整に時間がかかるという理由をもって、<u>総合的な土地利用計画に基づかず、個別に農用地区域の除外や農地転用を行うことになれば、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られない懸念があることから、今回の事案は都市計画法に基づく市街化区域編入により対応すべきである。</u></p>
	<p>全面コンクリート舗装した温室等の床面について、農地として取り扱うこと(農地法)</p>	<p>温室の床面全面にコンクリートを舗装した場合や、集出荷のための駐車場用地や作業用地とした舗装を行った場合、農地ではないとされているが、これらの土地を引き続き農地とみなす。</p>	<p>○<u>温室内の床面をコンクリートで舗装した状態の土地は、耕作できる状態の土地ではなく、また、そのような土地は農地のように有限な資源ではないことなどから、農地として農地法で規制を行う必要性がない。</u></p> <p>○<u>要望のような施設を農地法の規制対象にした場合、現在農地法の対象外として取引されている土地が新たに規制対象となり、私有財産に対する規制強化に繋がる。</u></p> <p>○<u>なお、農地をコンクリート舗装する植物工場等については、円滑な転用が可能となるよう、規制改革実施計画に沿って検討することとしている。</u></p>